

関係各位



2022年4月21日

会社名 三菱地所株式会社

代表者名 執行役社長 吉田 淳一

証券コード 8802

問合せ先 広報部長 佐藤 元洋

(TEL 03-3287-5200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、自己株式の処分を行うことについて、本日、取締役会決議による委任に基づき、当社執行役 社長が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

1. 自己体内心及为心脏交		
(1)	払 込 期 日	2022年5月20日
(2)	処分する株式の種類及 び 数	普通株式 134,586 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき 1,839 円
(4)	処分価額の総額	247,503,654 円
(5)	割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6)	出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7)	割当ての対象者及び その人数並びに割り 当 て る 株 式 の 数	執行役 14名75,429 株執行役員 8名27,352 株グループ執行役員 9名31,805 株
(8)	そ の 他	有価証券届出書の効力発生による処分

2. 自己株式の処分の目的及び理由

当社は、本日開催の報酬委員会等において、執行役、執行役員及びグループ執行役員(以下、「対象役員」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てることを決定するとともに、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で、各対象役員に付与する金銭報酬債権の額を決定いたしました。また、本日、対象役員が当該金銭報酬債権を現物出資の方法により給付することにより、対象役員に対し譲渡制限付株式を割り当てることを、当社執行役社長が決定いたしました。当該金銭報酬債権は、対象役員が当社との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という)を締結することを条件として付与いたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、払込期日から当社の取締役、執行役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

②譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員に対して、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

③無償取得事由

当社は、割当契約に規定した譲渡制限付株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する譲渡制限付株式を無償で取得いたします。

④株式の管理に関する定め

対象役員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する譲渡制限付株式の処分価額は、譲渡制限付株式の割当てに係る当社執行役社長の決定日の直前営業日(2022 年 4 月 20 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,839 円 (円未満切捨て)としております。当該日の終値を採用することといたしましたのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであると判断したためであります。

5. 役員報酬制度の改定に関して

当社は、本年度より役員報酬制度の改定を行っており、譲渡制限付株式報酬に関して、固定部分に加え、前年度の業績評価に応じ、金銭報酬債権額が変動する変動部分を設けております。今回の譲渡制限付株式報酬の割当ては固定部分に該当し、変動部分については業績評価確定後、再度割当て手続きを行う予定です。

役員報酬制度改定の概要(2022年3月31日付開示)

https://www.mec.co.jp/j/news/archives/mec220331 timely-disclosure.pdf

以上